

社会福祉法人防府市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人防府市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは本会の理事、監事、評議員、会長の委嘱を受けた者及び本会の職務のために応招した者をいう。

(報酬)

第3条 役員等（常勤役員及び防府市職員は除く）に対しては、別表第1により報酬を支給する。

2 常勤役員に対しては、別表第2により報酬を支給する。

3 月額による報酬を受ける者で月の途中において就任又は離任したときは、その月分の報酬については日割により計算する。

(報酬の支払方法)

第4条 月額による報酬の支給方法については、職員の例による。ただし、離任した場合の報酬は、その都度支給する。

2 日額による報酬は適宜支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等に対する費用弁償については、社会福祉法人防府市社会福祉協議会旅費支給規程（以下「旅費支給規程」という。）の適用を受ける職員の旅費の支給の例による。

2 前項の費用弁償の支給方法については旅費支給規程を準用する。

(公表)

第6条 本会は、第3条第1項及び第2項の規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(役員等の報酬及び費用弁償規程等の廃止)

2 社会福祉法人防府市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程(平成24年4月1日施行)は、廃止する。

3 社会福祉法人防府市社会福祉協議会特別雇用職員給与規程(平成17年12月19日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 26 日から施行し、改正後の社会福祉法人防府市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程（以下「改正後の役員等の報酬及び費用弁償規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の役員等の報酬及び費用弁償規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の社会福祉法人防府市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員等の報酬及び費用弁償規程の規定による報酬の内払とみなす。

別表第1（第3条関係）

役員等の報酬

職名	勤務形態	報酬	金額
会長の職にある者	非常勤	月額	60,000円
副会長の職にある者及び監事	非常勤	日額	3,500円
その他の役員及び評議員	非常勤	日額	3,000円
会長の委嘱を受けた者及び本会の職務のために応招した者	非常勤	日額	3,000円
備考 理事会、評議員会、部会、委員会、監査及び会長の命を受けて会議等に参加した者（会長及び常務理事を除く。）が、同一日に2以上の会議に参加した場合は、1のみの日額を支給する。			

別表第2（第3条関係）

常勤役員の報酬

職名	勤務形態	報酬	金額
常務理事の職にある者	常勤	月額	254,800円
備考 報酬月額は社会福祉法人防府市社会福祉協議会職員給与規程別紙第1給料表の再任用職員区分欄3級相当額とする。 報酬月額に管理職手当24,000円を加算する。 賞与は以下の額の範囲で会長が定めた額とする。 6月 314,000円 12月 360,000円			